



# ルールBOOK

～ お客様に満足いただくために ～

令和4年4月  
呉市



はじめに・・・

「呉海自カレー」は、提供店舗が海上自衛隊呉基地所属の艦艇等に、味の確認を受けた後、呉市から提供店舗の認定、商標使用の承認を得た上で「呉海自カレー」事業者部会へ加入し、「呉海自カレー」として提供できることとなります。

また、「呉海自カレー」事業(販売、提供、イベント等)は、呉市と「呉海自カレー・呉グルメ実行委員会」(以下「実行委員会」という。)が共同で実施している事業です。

このルールブックは、「呉海自カレー」提供店舗(以下「提供店舗」という。)の皆さんに対し、「呉海自カレー」を提供していただくための条件などの基本事項や、「呉海自カレー」を食べに来られたお客様に満足いただくために、「皆さんがどのような心構え、どのような姿勢で取り組めば良いのか？」という約束事をより分かりやすく、より具体化して理解いただく内容となっております。

提供店舗の皆さんと、市と海上自衛隊がともに手を携えながら「呉海自カレー」を一緒に盛り上げていきましょう。

## 《目次》

### 第1章 「呉海自カレー」提供の条件

- 1 伝授された「呉海自カレー」及び味の確認等の取り扱いについて……………2p
- 2 「呉海自カレー」の提供等について……………3p

### 第2章 「呉海自カレー」広報

- 1 「呉海自カレー」のPRについて……………5p
- 2 陸上自衛隊・呉市のPR協力について……………5p
- 3 マスコミ取材について……………5p

### 第3章 「呉海自カレー」イベント

- 1 積極的なイベント参加について……………5p
- 2 イベント参加の際の注意点について……………6p

### 第4章 「呉海自カレー」事業者部会

- 1 「呉海自カレー」事業者部会への加入について……………6p
- 2 「呉海自カレー」事業者部会の主な取組について……………6p

### 第5章 レトルトカレー

- 1 店舗及びイベントでの提供について……………7p

### 第6章 「呉海自カレー」提供までの流れ

- 1 「呉海自カレー」提供までの流れ……………8p

# 第1章「呉海自カレー」提供の条件

## 1 伝授された「呉海自カレー」及び味の確認等の取り扱いについて

- (1) 艦艇等から伝授され、味の確認を受けたカレーを忠実に再現すること。
- (2) レシピの内容変更や、お店のアレンジを加えないこと。
- (3) 味の指摘等が呉市にあった場合は、呉市から改善を求めることがある。改善が認められない場合は、認定の取り消しを行うことがある。
- (4) 艦艇の所属変更があった場合は、その艦艇のカレーは提供できない。

※「呉海自カレー」は呉基地に所属する艦艇等で提供されているカレーを提供するため、艦艇に所属変更（横須賀市や佐世保市等への移管）や除籍等があった場合、その艦艇のカレーは提供できなくなります。



- ・年度途中での移管、除籍等の場合、当該年度末までは提供できますが、次年度4月からは提供できません。（別の艦艇等のレシピに変更となります。）
- ・別の艦艇等よりレシピ提供があった場合は、優先的にレシピを提供しますが、その際は改めて艦艇等が味の確認を行うこととなります。

- (5) 艦艇等の調理員の異動等があった場合は、レシピを変更することがある。

※「呉海自カレー」は艦艇等で提供されているカレーを忠実に再現して提供するため、艦艇等の調理員の異動等により、そのカレーが艦艇等で提供されなくなった場合、提供店舗でもそのカレーは提供することができなくなります。



- ・年度途中の艦艇等の調理員の異動等の場合、当該年度末までは提供できますが、次年度4月からは提供できません。
  - ・同艦艇等よりレシピの再提供があった場合は、新年度までに艦長等の味の確認をしていただくこととなります。
- ※この場合、艦艇等の変更は原則できません。

- (6) 店舗の名前が変更した場合は、再度、艦長等から味の確認をしていただき、市の認定を受けること。



- ・年度途中の店舗名の変更は、原則できません。
- ・年度変わり(4月)のタイミングでの変更は、再度、艦長等に味の確認及び市の認定を受けてください。

(7) 艦艇等より、レシピ変更希望の依頼があった場合は、艦艇等と提供店舗及び市と十分協議の上、決定すること。



- ・年度途中のレシピ変更はできません。
- ・年度変わり(4月)のタイミングでの変更は、再度、艦長等の味の確認及び市の認定を受けてください。

(8) 味の確認をした艦長等が異動した場合、総監部等と協議して決定していく。

(9) その他、調整すべき事項が生じた場合は、呉市・提供店舗・海上自衛隊で協議し、決定すること。

## 2 「呉海自カレー」の提供等について

(1) 次の点に留意して、「呉海自カレー」の提供等を行ってください。



- ① 伝授されたカレーを忠実に再現して提供すること。
- ② 週に最低4日以上は提供すること。
- ③ 提供(準備)数は、1日最低20食以上とすること。
- ④ カレー以外の料金(テーブルチャージ料)を徴収しないこと。
- ⑤ 料金は各店舗で設定すること。ただし、年度途中での料金変更は認めない。※印刷物等の修正が必要となりクレームの対象となるため。
- ⑥ 提供する量(ハーフサイズ等)については、各店舗で決定すること。
- ⑦ オプション(サラダ・牛乳等)提供については、各店舗で決定すること。
- ⑧ シールラリーのシールを必ず渡すこと。
- ⑨ 店舗ではレトルトカレーを「呉海自カレー」として提供しないこと。

## (2) お客様への対応について

お客様からのクレーム（カレー、店舗、店員の態度など）があった場合は、市から提供店舗に連絡し、内容を確認させていただきます。内容によっては改善を求めます。

改善が認められない場合は、呉海自カレー提供店舗の認定を取り消す場合があります。



- ・提供店舗でのお客様への対応は、海上自衛隊や呉市に対するイメージに大きく影響します。「呉海自カレー」を楽しみに来店されたお客様に満足して帰っていただける対応を常に心がけてください。

## (3) ガイドブック掲載内容について

ガイドブックに掲載している定休日及び提供時間の変更は原則できません。

やむを得ない事情で変更する場合は、事前に市へ相談してください。

（ガイドブックの訂正作業や場合によっては印刷代をご負担いただくことがあります。）



- ・年度途中のガイドブックの内容変更は、手に取ったお客様へ大変なご迷惑となりますので、ガイドブック作成時には慎重に内容を確認してください！

## (4) 提供食数の報告

提供店舗の「呉海自カレー」提供数等を月末で締め、翌月初めに指定の様式で呉市へ必ず報告してください。遅くても翌月5日までに報告すること。

## (5) 認定の取消

提供店舗は、次のいずれかに該当するときは提供店舗の認定を取り消すことがあります。

ア 呉市、海上自衛隊の信用を著しく損なう行為を行った場合

イ 呉市から注意又は警告があったにもかかわらず従わない場合

ウ 呉海自カレー事業者部会の活動に参加しない場合

エ その他実行委員会が提供店舗に相応しくないと判断した場合

オ その他「呉海自カレー」事業実施に関する要綱第15条に準ずる。

## 第2章 「呉海自カレー」広報

### 1 「呉海自カレー」のPRについて

(1) 提供店舗内にガイドブックを設置すること。



・「呉海自カレー」のガイドブックは、呉市に事前に電話連絡をして直接取りに来てください。

(2) ポスターとのぼりを掲出すること。



・「呉海自カレー」の提供店舗としての目印となりますので、ポスターとのぼりは必ず掲出してください。

(3) 証明証、艦艇等の写真を掲出すること。



・「各艦カレーレシピ証明証」及び艦艇等の写真は必ずお客様から見えるところに掲出してください。

### 2 海上自衛隊・呉市のPR協力について

海上自衛隊・呉市のイベント等のポスターやガイドブック等を店舗に設置・掲出するなど、PRに協力すること。

### 3 マスコミ取材について

テレビや新聞、雑誌などの取材には、「呉海自カレー」事業のPRのために積極的に応じること。  
なお、取材を受けた時は、呉市や呉海自カレー事業者部会に報告してください。

## 第3章 「呉海自カレー」イベント

### 1 積極的なイベント参加について

主催のイベント(呉海自カレーフェスタ等)には必ず参加すること。

また、海上自衛隊から出展依頼のイベント又は「呉海自カレー」のPRとなるようなイベントには積極的に参加すること。

## 2 イベント参加の際の注意点について

呉市が把握していないイベントに参加する場合は、必ず事前に呉市に報告を行い、イベント終了後は呉市へ販売数を報告すること。

## 第4章 「呉海自カレー」事業者部会

「呉海自カレー」事業者部会(以下「事業者部会」という。)とは、実行委員会内に設置する「呉海自カレー」提供店舗が全店舗加入する任意団体です。

事業者部会は、「呉海自カレー」の提供により、地域の活性化に積極的に努めることで呉市等を広くPRすることを目的としている団体です。

### 1 「呉海自カレー」事業者部会への加入について

提供店舗は、「呉海自カレー」提供店舗で組織する事業者部会に必ず加入すること。



・「呉海自カレー」事業は、海上自衛隊の地域貢献としての全面協力のもと、呉市の活性化、交流人口の拡大を目的に行う事業であり、海上自衛隊と呉市、並びに提供店舗で構成する事業者部会が一体となって盛り上げていく必要があります。

したがって、提供店舗は、各店舗での「呉海自カレー」提供以外に参加など、積極的にも、事業者部会として一致団結し、「呉海自カレー」に関連する新しい商品の企画やイベント参加など、積極的に行ってください。

### 2 「呉海自カレー」事業者部会の主な取組について

事業者部会は、主に次のような取組を行っています。

#### (1) 広報

「呉海自カレー」を多くの人に知っていただくことを目的に事業を展開する。

- ・「呉海自カレー」ガイドブックの設置、配布等
- ・ホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレビ等を活用したPR

## (2) イベント

「呉海自カレー」を広くPRし、多くの方に食べていただき、呉市への誘客を促進するために、県内外で行われるイベントに積極的に参加すること。

## (3) 企画

「呉海自カレー」の関連商品や、提供食数を増加させる事業を企画する。

- ・商品企画:カレー関連商品(レトルトカレーやグッズ)の製作企画等

## (4) 会計

事業者部会の出納管理

# 第5章 レトルトカレー

## 1 店舗及びイベントでの提供

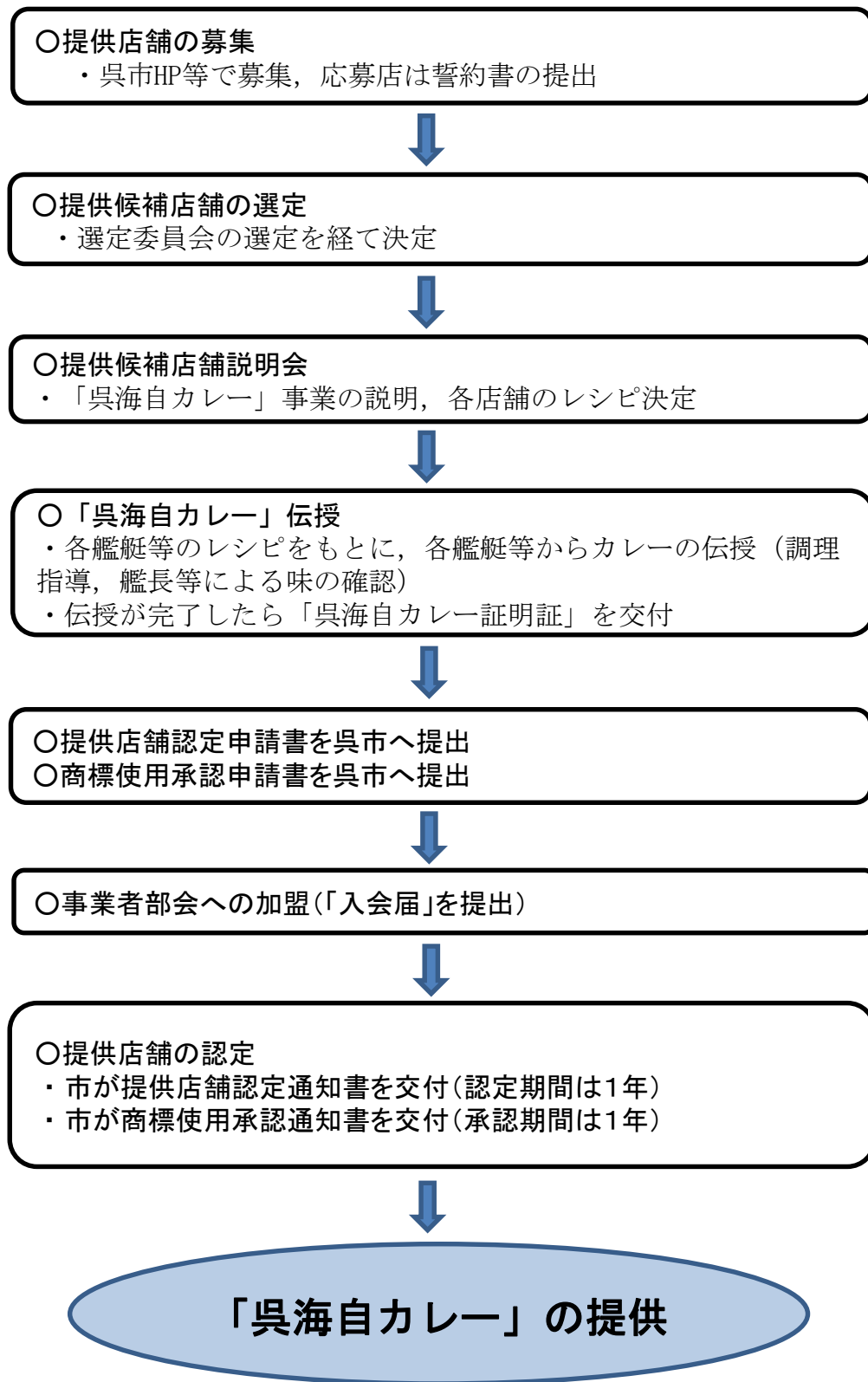
レトルトカレーは、海上自衛隊による味の確認を受けたものではないため、お客様の誤解を招かないように、「呉海自カレー」として提供しないこと。

但し、事業者部会で製造している各艦艇等のレトルトカレーは「呉海自カレー」をPRする商品であるため積極的に販売すること。



## 第6章 「呉海自カレー」提供までの流れ

### 1 「呉海自カレー」提供までの流れ



**【呉海自カレー提供についてのお問合せ】**

○呉市産業部観光振興課

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

電話：0823-25-3309 FAX：0823-25-7592

○呉海自カレー事業者部会

〒737-0032 呉市本町14-19-201

電話：0823-69-9090 FAX:0823-69-9087